資料４－１

東北地方太平洋沖地震を教訓とした
地震・津波対策に関する専門調査会
第１回会合

防災基本計画について

１．防災対策の体系　　（p1）
２．防災基本計画（抜粋）（p2～4）

防災対策の体系

Ⅰ．我が国の地震防災に関する法律体系

＜観測体制＞　＜特別な応急対策＞　＜防災施設整備＞

災害全般への対策の基本

- ○災害対策基本法（S36）～防災組織、防災計画、災害予防、災害応急対策・災害復旧等～

直前の予知の可能性がある大規模地震対策＜東海地震＞

- ○大規模地震対策特別措置法（S53）
  - 地震予知に資するための観測・測量体制の強化
  - 警戒宣言後の住民避難や各機関の応急対策活動・防災施設の整備をあらかじめ計画
  - 直前予知を前提とした警戒避難体制
- ○地震財特法（S55）
  - ・避難地等17施設等の整備を促進
  - ・消防施設・社会福祉施設・公立小中学校等事業については国庫補助率の嵩上げ

予知体制が確立した場合は移行

東南海・南海地震対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

- ○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H14）
- ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H16）
  - 観測・測量施設等の整備努力
  - 防災施設の整備、津波からの円滑な避難等をあらかじめ計画
  - 財政上及び金融上の配慮

全国における地震対策

- ○地震防災対策特別措置法（H7）
  - ・避難地等29施設等の整備を促進
  - ・9施設等の事業については国庫補助率の嵩上げ
  - 消防施設　社会福祉施設　公立小中学校　等

Ⅱ．防災基本計画

1．趣旨

・防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画

・この計画に基づき指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成

2．構成

（1）自然災害

震災対策　風水害対策　火山災害対策　雪害対策

- 震災対策
  - 災害予防
  - 災害応急対策
  - 災害復旧・復興
  - 津波対策
    - 災害予防
      - ・海岸堤防、避難場所、避難路等の整備
      - ・津波警報等の伝達のための体制、設備の充実
      - ・ハザードマップの整備、津波防災訓練の実施等
    - 災害応急対策
      - ・津波警報等の住民への周知、避難誘導の実施等

（2）事故災害

海上災害対策	航空災害対策	鉄道災害対策	道路災害対策
原子力災害対策	危険物等災害対策	大規模火事災害対策	林野火災対策

防災基本計画（平成20年2月中央防災会議決定）抜粋

【目次】

第１編　総則 1

第１章　本計画の目的と構成 1

第２章　防災の基本方針 2

第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応 3

第４章　防災計画の効果的推進 4

第２編　震災対策編 7

第１章　災害予防 7
第１節　地震に強い国づくり，まちづくり 7
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 11
第３節　国民の防災活動の促進 22
第４節　地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進 25

第２章　災害応急対策 26
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 26
第２節　活動体制の確立 29
第３節　救助・救急，医療及び消火活動 33
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 37
第５節　避難収容活動 41
第６節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 43
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 44
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 45
第９節　施設，設備等の応急復旧活動 46
第 10 節　被災者等への的確な情報伝達活動 46
第 11 節　二次災害の防止活動 47
第 12 節　自発的支援の受入れ 48

第３章　災害復旧・復興 50
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 50
第２節　迅速な原状復旧の進め方 50
第３節　計画的復興の進め方 51
第４節　被災者等の生活再建等の支援 52
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援 53

第４章　津波対策 54
第１節　災害予防 54
第２節　災害応急対策 55

第４章　津波対策

第１節　災害予防

１　災害に強い国づくり，まちづくり

○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，海岸堤防(防潮堤)，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに，地震発生後の防御機能の維持のため，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に，地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。

○国，地方公共団体及び関係機関は，津波による被害のおそれのある地域において構造物，施設等整備する場合，津波に対する安全性に配慮するものとする。

○国及び地方公共団体は，津波による危険が予想される地域について，津波に対する避難場所，避難路の整備を図るものとする。特に，周囲に高台等がない地域では，堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。

○国及び地方公共団体は，津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート，防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。

○国〔環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。

２　津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え

○気象庁は，迅速な津波警報等の実施のため，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，迅速な津波警報等の伝達のため，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。

○国及び地方公共団体は，沖合を含む，より多くの地点における津波即時観

測データを充実し，関係機関等で共有するとともに公表するものとする。

3　国民に対する啓発

○特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い，避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。

○地方公共団体は，避難に適切な場所，避難路を指定するとともに，統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，浸水予測地図等を作成するとともに，当該浸水予測図に基づいて避難地，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，津波の危険性のある区域において，浸水予測図や，津波避難計画の作成支援，津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により，津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。

○国，地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的に津波防災訓練を実施するものとする。

第2節　災害応急対策

1　災害発生直前の対策

○気象庁は，地震の発生後迅速に津波の可能性を判定，津波警報等を実施するものとする。国，地方公共団体及び放送事業者等は，津波警報等を迅速かつ正確に住民，釣り人，海水浴客などの観光客，船舶等に伝達するものとする。

○地方公共団体は，強い地震（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど，速やかに的確な避難勧告・指示を行い，安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際，対象者に漏れなく，災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

○地方公共団体は水防団等を出動させ，防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど，緊急対策を行うものとする。